

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

平成24年9月6日

中央防災会議 会長 野田 佳彦

記

件名	年月日	事項
東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定	H24.4.1	大規模地震対策特別措置法第3条に基づく強化地域の指定及び解除
	小計	1件
東南海・南海地震防災対策推進地域の指定	H24.4.1	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づく推進地域の指定及び解除
	小計	1件
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定	H24.4.1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づく推進地域の指定及び解除
	小計	1件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	H24.5.9	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表者宛通知
	小計	1件
地域防災計画の修正	H24.7.10	群馬県、長野県、滋賀県、岡山県、山口県、香川県、佐賀県、長崎県
	小計	8件
激甚災害の指定	H24.7.27	平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H24.8.8	平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	小計	2件
合計		14件